

あんしん家族

■生活総合保険特約付 普通傷害保険・家族傷害保険
ドクターホットラインサービス付

日常生活を取り巻く

さまざまなリスクに



日常生活のさまざまな リスクを1契約でカバー！

必要な補償だけが選べる自由設計！

ライフスタイルにあった、必要な補償だけを自由にチョイス！

普通傷害保険・家族傷害保険（ケガの保険）をベースに、家財、賠償責任、費用の支出など広範囲の補償をオプション特約でプラスできます。さらに充実した新たな補償で、最上級のプランが作れます。

あんしん家族のしくみ

基本契約

（この部分の補償を外すことはできません。）

普通傷害保険

指定したご本人のみを補償します。

または

家族傷害保険

ご家族全員を補償します。
（「夫婦のみ」・「本人と親族のみ」を補償することもできます。）

プラス



オプション特約

（①～⑩のうち、必要な補償（必ず1つ以上）だけをお選びいただけます。）

※③のみを選択することはできません。
※⑥は⑤を選択した場合にのみ選択できます。

- ① 住宅内生活用動産
- ② 携行品
- ③ 個人賠償責任
- ④ 借入物・受託物賠償責任
- ⑤ 借家人賠償責任
- ⑥ 修理費用
- ⑦ ホームヘルパー費用
- ⑧ キャンセル費用
- ⑨ ホールインワン・アルバイト費用
- ⑩ 救援者費用

※オプション特約をグレードアップさせる

[拡張補償特約]もセットできます。

- 住宅内生活用動産費用保険金補償特約
- 家族ホールインワン・アルバイト費用補償特約
- 夫婦ホールインワン・アルバイト費用補償特約
- 本人および親族ホールインワン・アルバイト費用補償特約

（注）ホールインワン・アルバイト費用の「拡張補償特約」は、基本契約が家族傷害保険の場合のみに付帯できます。

※基本契約をさらにグレードアップさせる各種特約もセットできます。

- 特定感染症危険補償特約
- 天災危険補償特約

■このパンフレットにおける主な用語のご説明

| | |
|--------|---|
| 保険契約者 | 保険契約を締結される方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。 |
| 被保険者 | 補償の対象となる方をいいます。 |
| 保険金額 | 保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の基準となる額または限度額（補償限度額）をいい、あらかじめ保険会社とお客様との間で定めた金額をいいます。 |
| 保険金 | 保険契約により補償される傷害または損害等が生じた場合に保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。 |
| 保険期間 | 保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことをいいます。 |
| 新価・実損払 | 保険金額を限度に、実際に発生した損害の額（保険の対象と同一の構造・質・用途・規模・型・能力の物を再取得するのに必要な金額）をお支払いします。 |

基本契約

お身体のケガ

普通傷害保険 または 家族傷害保険 **国内外補償** 国内外を問わず、偶然な事故によるケガについてお支払いします。

| | | | | |
|-------------------------|-----------------------|------------------------|---------------------------|---|
| 例1 交通事故によるケガ | 例2 お仕事中のケガ | 例3 スポーツ中のケガ | 例4 国内・海外旅行中のケガ | 例5 日射病・熱射病による死亡・後遺障害・入院・通院 (事故発生時において23歳未満の方のみ対象となります。) |
|-------------------------|-----------------------|------------------------|---------------------------|---|

アグツレ特約

- 特定感染症危険補償特約
おケガのほかに、O-157等の特定の感染症を発病した場合にも、後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をお支払いする特約です（※死亡保険金、手術保険金はお支払いできません）。また、特定感染症を発病しなくなった場合に、葬祭費用保険金(300万円限度)をお支払いします。
- 天災危険補償特約
地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガの場合にも死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をお支払いする特約です。

オプション特約

家財の損害

| | | |
|---|--|--|
| 1 住宅内生活用動産 (ご家族全員分) 国内のみ補償 (新価・実損払) 偶然な事故による自宅内家財の損害についてお支払いします。 例1 火災による家財の焼失 例2 掃除中の家財の破損 | 住宅内生活用動産費用保険金補償特約 損害保険金(通貨・預貯金証書の盗難および水害により支払われる保険金は除きます。)が支払われる場合に次の費用をお支払いする特約です。(セットした場合のみお支払いします。) ● 臨時費用 臨時に生ずる費用(損害保険金の30%かつ100万円が限度) ● 残存物取片づけ費用 損害を受けた家財の取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用(損害保険金の10%が限度) ● 失火見舞費用 自宅からの火災、破裂・爆発によって、第三者の所有物に損害を与えた場合の見舞費用(1被災世帯20万円、1事故につき保険金額の20%が限度) | 2 携行品 (ご家族全員分) 国内外補償 (新価・実損払) 自宅外に持ち出し中の家財(携行品)の偶然な事故による損害についてお支払いします。 例1 バッグの盗難 例2 海外旅行中のカメラの破損 |
|---|--|--|

1〜10まで自由にお選びいただけます。

賠償責任による損害

| | | |
|---|--|--|
| 3 個人賠償責任 (ご家族全員分) 国内外補償 日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより損害賠償責任を負担した場合の損害についてお支払いします。 ※他のオプション特約とセットでお申込みください。 例 飼犬が他人にかみついたケガをさせた 示談交渉サービス(国内のみ)付 | 4 借入物・受託物賠償責任 (ご家族全員分) 国内外補償 国内で借用・受託した他人の財物について、損壊または盗難により、持ち主に対して損害賠償責任を負担した場合の損害についてお支払いします。 例 友人から借りたカメラを盗まれた | 5 借家人賠償責任 (賃貸物件に入居している方が対象となります。) 国内のみ補償 賃貸中の家または戸室を火災・爆発等により壊したとき、大家さんに対して損害賠償責任を負担した場合の損害についてお支払いします。 例 火災を発生させて借家を焼失 |
|---|--|--|

費用の支出

| | | | | |
|---|---|---|--|---|
| 6 修理費用 (賃貸物件に入居している方が対象となります。) 国内のみ補償 ※5借家人賠償責任とセットでお申込みください。 例 泥棒の侵入による錠・ガラスの破損 | 7 ホームヘルパー費用 国内外補償 家庭内で家事を行う方がケガで入院した場合に、家事を代行するホームヘルパーを雇うための費用をお支払いします。 例 子供が病気で入院したために海外旅行をキャンセル | 8 キャンセル費用 国内外補償 ご本人またはご家族が死亡・病気・ケガで入院した際に、特定の申込みをキャンセルした場合のキャンセル費用をお支払いします。 例 子供が病気で入院したために海外旅行をキャンセル | 9 ホールインワン・アルバイト費用 国内のみ補償 ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバイトを達成した場合の祝賀金、贈呈用記念品、植樹等の費用をお支払いします。 例 海外旅行中に交通事故により入院し、家族が駆けつけた | 10 救援者費用 国内外補償 飛行機の遭難、ケガによる死亡・入院(14日以上)の場合等に発生する遭難捜索費用、遺体移送費用、交通費等をお支払いします。 例 海外旅行中に交通事故により入院し、家族が駆けつけた |
|---|---|---|--|---|

被保険者が高度障害状態などになり保険金を請求できない場合で、かつ、成年後見人等の被保険者の代理人がいなかったときは、被保険者の配偶者や親族が、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

■あんしん家族の概要(保険金のお支払い等については、普通保険約款および特約に基づきます。)

| 補償項目 | | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|------------|---|---|---|
| 傷害(基本契約) | 死亡保険金 | 被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで亡くなった場合 | 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 | 1. 次に掲げる事由によるケガに対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意・重過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気帯び運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変または暴動 ⑦核燃料物質の有害な特性による事故 ⑧山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハンググライダー搭乗、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング等の危険な運動を行っている間の事故 ⑨自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 |
| | 後遺障害保険金 | 被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じた場合 | 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 | 2. 被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。 |
| | 入院保険金 | 被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、入院された場合 | 入院の日数に対して、1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。 | 3. 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒に対しては、保険金をお支払いできません。 |
| | 手術保険金 | 被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、手術(注)を受けられた場合(注)創傷処理、抜歯手術等の一部の診療行為を除きます。 | 入院中に受けた手術については入院保険金日額の10倍、それ以外の手術については入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故によるケガにつき、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の1手術に限ります。 | 等 |
| | 通院保険金 | 被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、通院(注)された場合(注)往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 | 通院の日数(注)に対して、90日を限度として、1日につき、通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。 (注)通院しない場合においても、骨折等で所定の部位を固定するためにギブス等を常時装着したときは、その日数を含みます。 | |
| <p>※ 上記の死亡保険金と後遺障害保険金は、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> <p>※ 入院保険金と通院保険金は重複してはお支払いできません。また、入院保険金または通院保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故によりケガをされても、重複してはお支払いできません。</p> <p>※ 他の疾病(骨粗鬆症等)の影響により傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。</p> <p>※ 事故発生時に満23歳未満の方について、熱中症(日射病・熱射病等)も上記のケガとみなします。</p> | | | | |
| 家財の損害 | 住宅内生活用動産 | 日本国内において生活用動産※が、火災、破損、盗難等の偶然な事故により損害を被った場合 ※生活用動産とは、被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する被保険者の所有する生活用動産をいい、通貨、有価証券、預貯金証書(通帳・キャッシュカード等)、定期券、クレジットカード、サーフィン・スキューバダイビング用具、眼鏡、コンタクトレンズ、動植物、携帯電話、ノートパソコン等を除きます。ただし、通貨または預貯金証書が盗難された場合には、生活用動産に含まれます。 | 保険金額の範囲内で、再調達価額(同等のものを新たに購入するために必要な金額をいいます。)を基準に算定した損害額(損害の発生および拡大を防止するために要した費用でかつ有益な費用または他人に対する求償権の保全または行使に必要な手続をするために要した費用を含みます。)から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて保険金額が限度となり、かつ、生活用動産または携行品の種類により、次の額が限度となります。 ※生活用動産が水災により損害を被った場合、その損害額が再調達価格の30%未満のときは、お支払いする保険金の算出方法が異なります。(削減されます。) | 次に掲げる事由による損害に対しては保険金をお支払いできません。 [共通] ①傷害の1.⑤~⑦ ②保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意・重過失 ③生計を共にする親族の故意 ④生活用動産・携行品の欠陥 ⑤生活用動産・携行品の自然の消耗または性質によるさび、変色等 ⑥生活用動産・携行品の紛失または置き忘れ ⑦生活用動産・携行品のすり傷または塗料のはがれ等外観の損傷で機能に支障をきたさないもの [生活用動産] ・生活用動産の管理をする者の故意 [携行品] ・傷害の1.②、③ |
| | 携行品 | 携行品※が、火災、破損、盗難等の偶然な事故により損害を被った場合 ※携行品とは、被保険者の居住の用に供される住宅外における被保険者が所有、携行する身の回り品をいい、有価証券、預貯金証書(通帳・キャッシュカード等)、定期券、クレジットカード、サーフィン・スキューバダイビング用具、眼鏡、コンタクトレンズ、動植物、携帯電話、ノートパソコン等を除きます。 | [住宅内生活用動産] ・貴金属、宝石、その他美術品(1個・1組)…30万円 ・通貨(盗難のみ)…20万円 ・預貯金証書(盗難のみ)…200万円 [携行品] ・1個・1組・1対のもの…各々10万円 ・乗車船券・宿泊券、通貨等…5万円 | 等 |
| 賠償責任の損害 | 個人賠償責任 | 被保険者が、偶然な事故により、他人の身体を害したり、他人の財物を滅失、損傷または汚損したり、口頭・文書等により名誉毀損およびプライバシーを侵害した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被ったとき。 | 保険金額の範囲内で、損害賠償金の額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。また、争訟費用(弁護士報酬、訴訟費用等)、緊急費用(個人賠償責任のみ)、求償権保全費用、損害防止軽減費用、協力費用に対しても保険金をお支払いします。なお、借用物・受託物賠償責任については、保険期間を通じて保険金額が限度となります。 ※賠償金額の決定にあたっては事前に当社の承認が必要となります。 | 次に掲げる損害賠償責任を負担することにより被る損害に対しては保険金をお支払いできません。 [共通] ①傷害の1.⑤~⑦に起因する損害賠償責任 ②保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償責任 [個人賠償責任] ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する他人の財物(借り物、預り物、借家等)に対する損害賠償責任 ・船舶・車両(原動力が専ら人力であるものを除きます。)、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 [借用物・受託物賠償責任] ・傷害の1.②、③に起因する損害賠償責任 ・同居の親族に対する損害賠償責任 ・借用物・受託物の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色等に起因する損害賠償責任 ・借用物・受託物の置き忘れまたは紛失に起因する損害賠償責任 [借家人賠償責任] ・改築、増築、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 |
| | 借用物受託物賠償責任 | 被保険者が、他人からの借用物(日本国内での借用物かつ動産に限ります。)を滅失、損傷、汚損または盗取された場合(職務の用に供されている間、転貸されている間は除きます)に、その借用物につき正当な権利を有する者に対して、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被ったとき。 | | 等 |
| | 借家人賠償責任 | 日本国内において被保険者が、ご契約時にご指定された他人からの借戸室(日本国内での借戸室に限ります。)を火災・破裂・爆発により滅失、損傷または汚損した場合に、貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被ったとき。 | | 等 |
| オプション特約 | 修理費用 | 日本国内において上記借戸室が、火災、落雷、破裂・爆発、外部からの物体の落下・衝突、給排水設備等からの漏水による水濡れ、台風、盗難等による損害を被ったとき、賃貸借契約に基づき自己の費用で修理する場合(火災、破裂・爆発による事故のとき、貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合は、借家人賠償責任での補償となります。) | 保険金額の範囲内で、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用(建物の主要構造部、共用部分の修理にかかる費用は除きます。)から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。 | 次に掲げる事由により発生した費用に対しては保険金をお支払いできません。 ①傷害の1.⑤~⑦ ②保険契約者、被保険者、保険金受取人、貸主の故意、重過失、法令違反 ③保険契約者、被保険者、貸主が所有または運転する車両の衝突・接触 |
| | ホームヘルパー費用 | ご契約時にご指定された家事従事者が、偶然な事故によりケガをされ、入院された場合の、家事の世話を行うことを職業とする者を雇い入れたとき。 | 家事の世話を行うことを職業とする者の雇入費用(紹介料、交通費を含みます。)から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、支払限度基礎日額に、雇入日数(事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数が限度)を乗じた額を限度とします。 | 1. 傷害 1.①~⑨に掲げる事由、家事従事者の故意・重過失により発生した費用に対しては保険金をお支払いできません。 2. 家事従事者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、該当症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。 3. 家事従事者が、ケガをされた際に家事を主として行っている者でなかった場合は保険金をお支払いできません。 |
| 費用の支出 | キャンセル費用 | 被保険者、被保険者の配偶者または1親等以内の親族が、亡くなられてからまたは病气・ケガで入院されてから31日以内に被保険者が提供を受けられなくなった特定のサービス※について被保険者または被保険者の法定相続人が、キャンセル費用を支払った場合 ※特定のサービスとは、国内旅行、海外旅行契約に基づくサービス、旅館・ホテル等宿泊施設の提供・それに付随するサービス、航空機・船舶・鉄道等旅客の輸送、宴会・パーティー施設の提供・それに付随するサービス、運動・教養等の趣味の指導・教授・施設の提供、演劇・音楽・美術・映画等の公演・上映・展示をいいます。ただし、被保険者の業務遂行に関係するものを除きます。 | 保険金額の範囲内で、キャンセル費用(サービスの全部または一部の提供を受けられない場合に、取消料・違約料その他の名目で契約に基づき払戻しを受けられないまたは支払いを要する費用をいいます。)の額から免責金額を差し引いた額またはキャンセル費用の額の80%に相当する額のいずれか低い額に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて保険金額が限度となります。 | 1. 傷害 1.①~③、⑤~⑦に掲げる事由により発生した費用に対しては保険金をお支払いできません。 2. 被保険者、被保険者の配偶者または1親等以内の親族が、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。 |
| | アルバトロス費用 | 被保険者が、日本国内のゴルフ場(9ホール以上のものに限ります。)において、ゴルフ競技(そのゴルフ場のキャディを補助者として※、他の同伴競技者とパー35以上の9ホールを正規にラウンドしたものに限ります。)中に、ホールインワン・アルバトロスを行ったことにより祝賀会等の費用を負担した場合 ※キャディが同伴しない場合でも一定条件によってはお支払いの対象となる場合もあります。 | 保険金額の範囲内で、慣習として負担する贈呈用記念品購入費用(貨紙幣、有価証券、商品券、プリペイドカード(達成を記念して特に作成したもの以外)は除きます。)、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀、その他慣習として負担することが妥当と認められる費用(保険金額の10%が限度)に対して保険金をお支払いします。 | 1. 被保険者がゴルフ場の経営者・使用人である場合のそのゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを行った場合の費用に対しては保険金をお支払いできません。 2. 被保険者がホールインワン・アルバトロスを行った時にゴルフの競技または指導を職業としていた場合は保険金をお支払いできません。 |
| | 救護者費用 | 被保険者が、次の①~③に該当した場合に、保険契約者、被保険者および被保険者の親族が、救護者費用を支出したとき。 ①搭乗する航空機または船舶が行方不明になった・遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により生死の確認ができないまたは緊急な捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ③被保険者の居住の用に供される住宅外における事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または14日以上継続して入院された場合 | 保険金額の範囲内で、捜索救助費用(捜索、救助または移送する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づき支払われた費用)、交通費・宿泊料(被保険者の親族の現地までの交通費1往復2名分、宿泊料1泊2名分が限度)、移送費用(ご契約時にご指定された住所、病院までの移送費)、諸雑費(国内3万円、国外20万円が限度)に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて保険金額が限度となります。 | 1. 傷害 1.①~⑥に掲げる事由により発生した費用に対しては保険金をお支払いできません。 2. 被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。 |
| 等 | | | | |

事故にあわれたときは

- 万一、事故にあわれた時は、ただちに取扱代理店または当社へご通知ください。なお、事故の発生の日から30日以内にご通知のない場合には、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。
- 損害賠償責任の補償については、当社の承認がないまま、被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認された場合には、法律上の損害賠償責任がないと認められる額については保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【示談交渉サービスについて】

- ・示談交渉サービスは、日本国内においてのみ行います。
- ・示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者（個人賠償責任の補償を受けられる方）および相手方の同意が必要となります。
- ・この補償の対象となる事故に限ります。
- ・賠償責任額が明らかに個人賠償責任補償の保険金額を超える場合は対応できません。

ご契約にあたって

- このパンフレットは、生活総合保険特約を付帯した普通傷害保険または家族傷害保険についての概略をご説明したものです。詳細については、「ご契約のしおり」、「普通保険約款および特約集」をご覧ください。なお、保険金のお支払条件、ご契約手続き、その他不明な点がございましたら、取扱代理店または当社にご照会ください。
- 当社の取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、当社の取扱代理店とご締結いただいて有効に成立した契約については、当社と直接契約されたものとなります。
- 保険料お支払いの際は、当社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。ただし、お振込みにて保険料をお支払いいただいた場合は、特別なお申し出のない限り、保険料領収証の発行は省略いたします。
- 保険証券が、ご契約の日から1か月以上経過しても届かないときは、当社までご照会ください。
- 保険料は職業・職種によって異なります。
- 健康状態や年齢等によってはお引受けまたは更新が出来ない場合があります。
- 補償内容が同様の保険契約が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。
- 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。
- 引受保険会社が破綻した場合等は、保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が破綻した場合に備える制度として、損害保険契約者保護機構があり、この保険は補償対象契約となります。ただし、全額補償されるものではなく、保険期間1年以内の場合は保険金、解約返戻金等の80%まで（破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%）、保険期間1年超の場合は保険金、解約返戻金等の90%まで（保険期間5年超の高予定利率契約は引き下げる場合あり）補償されます。その他詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

セコム損保 **ドクターホットライン/サービス**

電話で医師・看護師の医療・健康相談が受けられます（電話番号は保険証券にてご案内します。）

**24時間
年中無休**

ご契約いただいた方のみご利用いただけるサービスです。

お問い合わせは

信頼される安心を、社会へ。

SECUM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2

TEL 03(5216)6111(大代表)

<https://www.secom-sonpo.co.jp>

SEK-1101-1709-0031 P0047-00-20 1710 1712 3,000(S)